
第1章

基本的な考え方

大野市の環境の保全及び創造に向けた取り組みを積極的に推進し、その取り組みに対して効果を確保するために、大野市環境基本計画の基本的な考え方を示します。

- 1 目的
- 2 計画の位置付け
- 3 基本的視点
- 4 対象地域
- 5 対象とする環境の範囲
- 6 目標年次
- 7 推進主体

1 目 的

大野市環境基本計画は、平成10年3月に制定された大野市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境を保全することはもとより、より良い環境の創造を目指し、平成12年3月に策定されたものです。

この計画は、市・市民・事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力し合い、総合的かつ計画的に施策を推進していくことを目的としており、具体的には次の三つの事項について定めています。

大野市環境基本計画に定める具体的事項

環 境 像 長期的視点に立って大野市の理想とする環境像を明らかにする

○大野市の将来の姿、基本目標、数値目標など

取 り 組 み 環境の保全及び創造に向けた取り組みを明らかにする

○施策の基本方針、重点施策など

役 割 市、市民、事業者の役割を明らかにする

○主体別行動指針、推進体制など

なお、大野市環境基本条例は、今日の多様化する環境問題に対し幅広い視点で環境をとらえ、大野市における環境の保全及び創造についての基本的な事項を定めています。この条例は、水と緑に恵まれた大野市の環境の保全及び創造について、基本理念を次のようにとらえています。

大野市環境基本条例に定める基本理念

私たち市民は、この恵まれた環境のもとで暮らしを楽しみ、この環境を将来の子どもたちに残していきます。

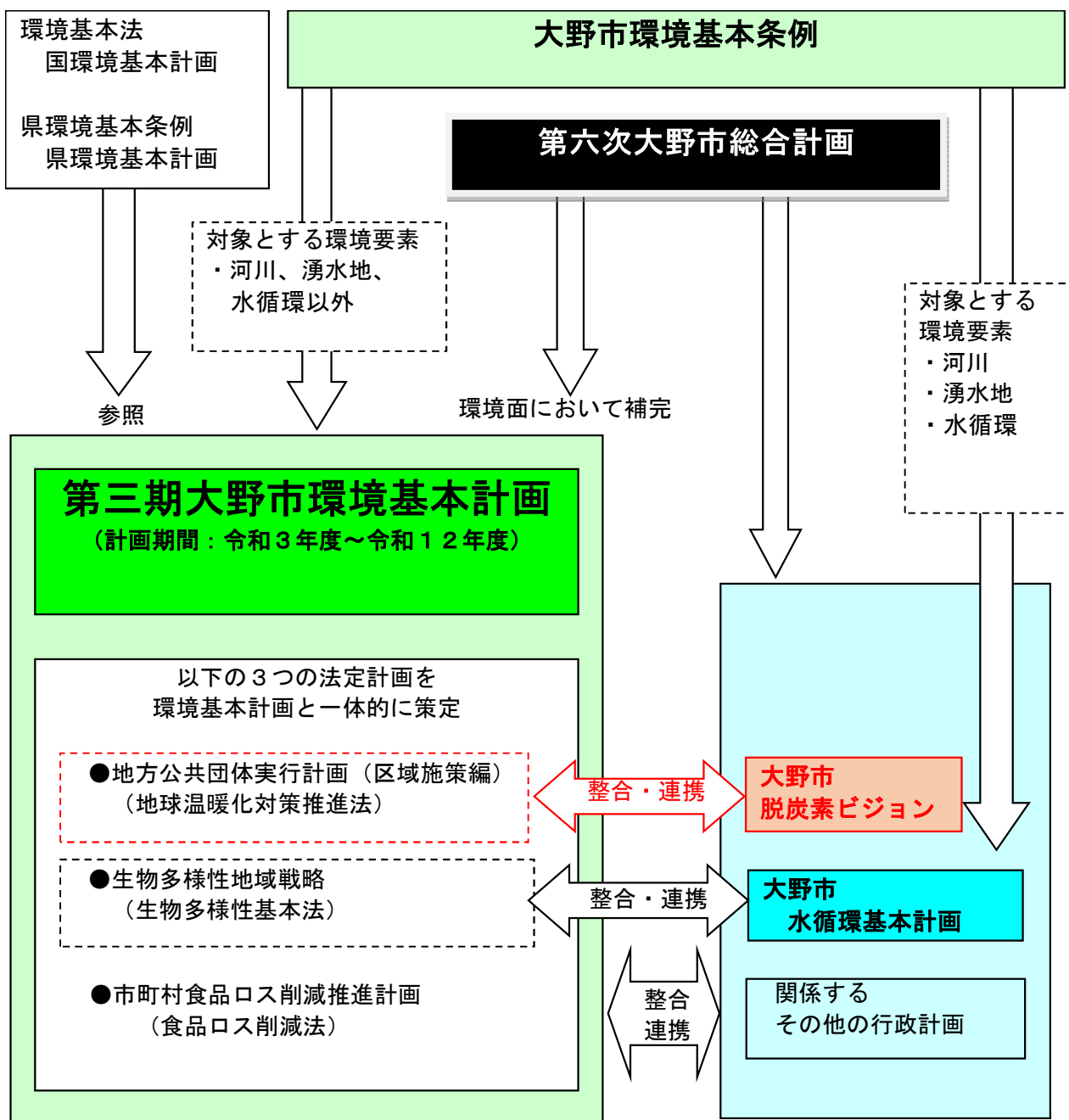
環境に対する負担を少なくし、このすばらしい環境を守り育みながら豊かな社会づくりを進めていきます。

全ての事業活動や私たちの日常生活において、地球環境を守るための活動を積極的に進めていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、大野市環境基本条例第9条に基づき、同条例第3条に定める基本理念を踏まえ、大野市の環境の保全と保全に関する施策などを定めるものです。市政各分野の計画に基づき実施される環境関連施策についても、本計画に基づく施策と整合するよう実施します。

なお、本計画は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に基づく生物多様性地域戦略、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画としても位置付けます。



3 基本的視点

大野市環境基本計画は、第六次大野市総合計画を環境面において補完する行政計画として、各施策について環境の保全及び創造に対する一貫した理念を持たせ、次の視点に立って定めます。

- 視点1 第六次大野市総合計画において、「くらし環境」分野におけるまちづくりの基本目標である「豊かな自然の中で快適に暮らせるまち」について、さらに具体化し推進すること。
- 視点2 環境の保全及び創造に関する施策や指針を体系的に整理及び統合した上で、市民や事業者における具体的行動や、効果が確保できるような数値目標を分かりやすく示すこと。
- 視点3 環境問題を提起し、環境の達成目標及び施策について広く周知するとともに、市民や事業者の理解を深め、課題解決に向けた具体的行動を喚起すること。
- 視点4 世界、国、県の動きを把握し、先進的な流れを踏まえるとともに、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの考えを取り入れること。
- 視点5 近隣自治体、県、国との連携や市民との協働を念頭に置き、大野市の果たす責務を明らかにすること。

本計画でSDGsのうち、関連する3. 4. 6. 7. 8. 11. 12. 13. 14. 15. 17のゴールへの貢献を目指します。



SDGsは、持続可能な開発目標の略で、平成27年（2015年）9月の国連総会で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

これは、全ての国がともに取り組むべき目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットが設定されています。

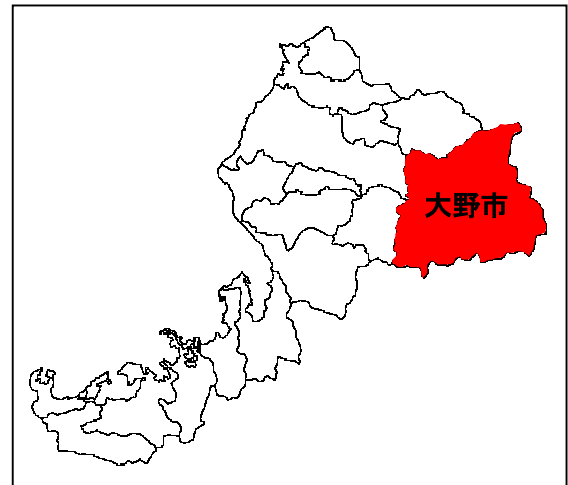
大野市では、第六次大野市総合計画において、計画に掲げる施策とSDGsの目標を関連付け、施策を展開することで、SDGsを推進し、将来にわたって持続可能なまちを目指すこととしています。



4

対象地域

大野市環境基本計画が対象とする地域は、大野市全域とします。ただし、広域的な問題に対する場合や市域を超える範囲で施策を展開する場合などには、近隣自治体や関係機関などと連携します。



5

対象とする環境の範囲

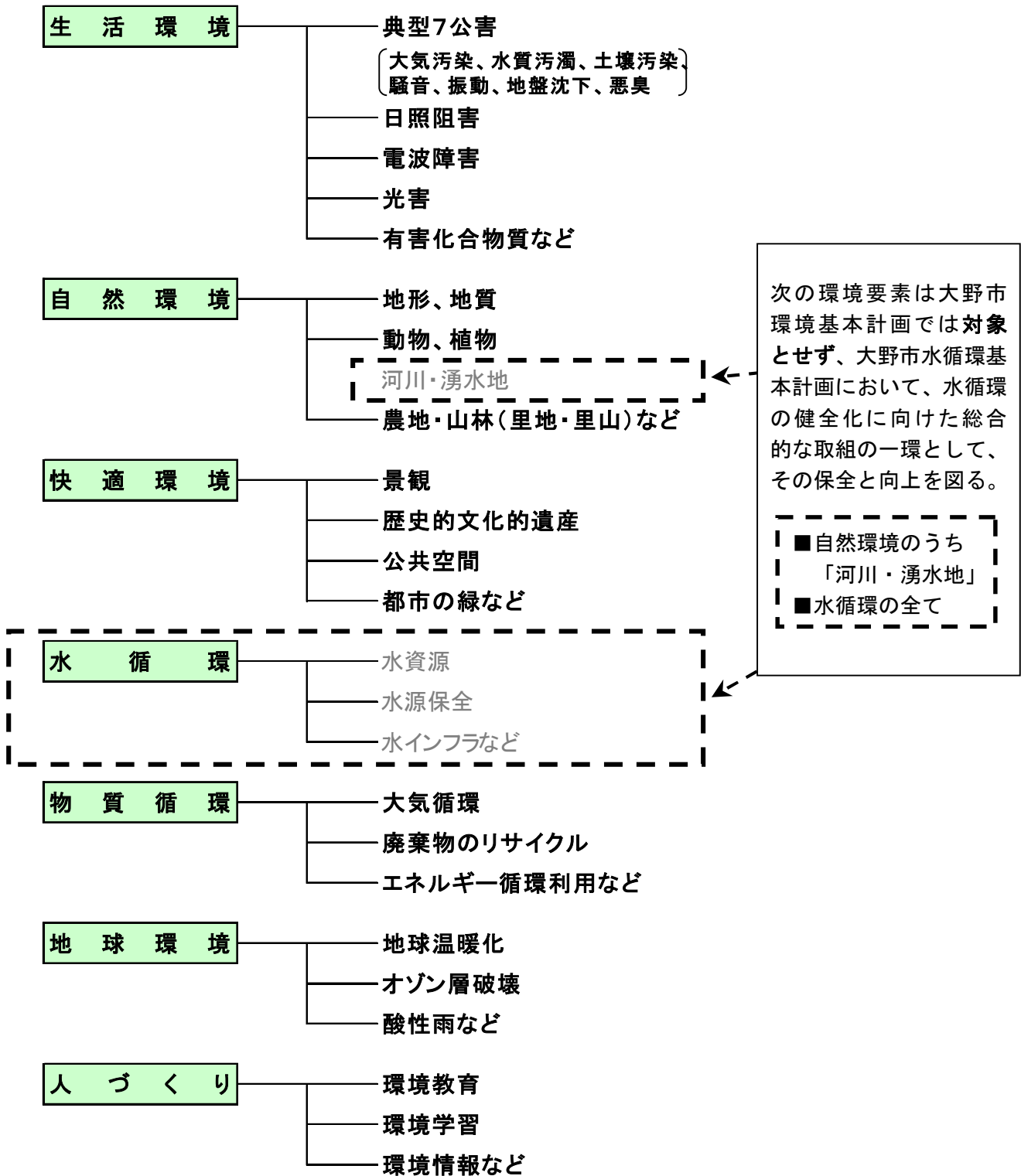
大野市環境基本計画が対象とする範囲は、大野市環境基本条例第8条に掲げる施策の基本方針を推進していく上で必要な範囲とします。

大野市環境基本条例第8条に掲げる施策の基本方針

- (1) 公害の防止に関すること
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること
- (3) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること
- (5) 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保存に関すること
- (6) 地下水の合理的利用及びかん養対策に関すること
- (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること
- (8) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること
- (9) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲は、先の施策の基本方針を踏まえて、次の環境要素を対象としています。

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲



6

目標年次

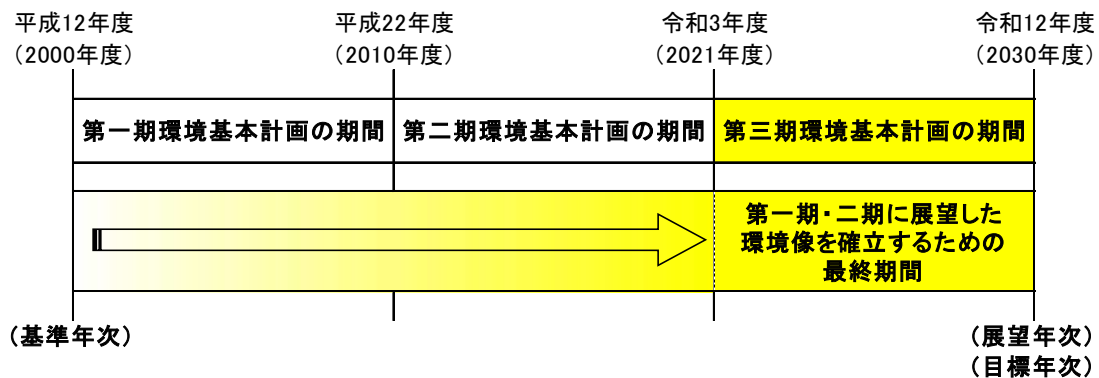
大野市環境基本計画は、第四次大野市総合計画と連携することを意図して、30年後の令和12年度（2030年度）における都市像を展望しながら、平成21年度（2009年度）までの10年間を第一期計画期間として策定されました。

第二期環境基本計画は、まちづくりの基本目標の一つである「環境保全と美しい景観づくりのまち」を実現するため、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10年間を計画期間として策定されました。なお、計画期間中の平成27年度（2015年度）に策定された第五次大野市総合計画後期基本計画との整合を図るため、計画期間を1年延長しています。

そして、今回の第三期環境基本計画は、第二期環境基本計画における取り組みと成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応することにより、第六次大野市総合計画の基本目標の一つである「豊かな自然の中で快適に暮らせるまち」を実現するため、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間として策定するもので、これまでの目標達成状況を検証するとともに、新しい課題に的確に対応し、施策を着実に推進することで、より良い環境の創造を目指しています。

なお、第六次大野市総合計画後期基本計画の策定が見込まれる令和7年度（2025年度）に中間評価を行い、総合計画との整合性を図るなど必要に応じ、計画の見直しを行います。

大野市環境基本計画の目標年次



7

推進主体

大野市環境基本計画を推進していく主体は、次のとおりです。

大野市環境基本計画の推進主体

市	計画全般の進行管理、近隣自治体などとの連携、環境普及活動の推進など
市民	環境に配慮した生活の実践、地域活動の推進など
事業者	環境保全型事業の展開、地域環境の向上につながる活動の推進など